

平成23年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成23年 3月17日（木） 9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
2番	前田芳樹	8番	石田茂春	14番	福田晃
3番	平田文夫	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊
6番	小野昌士	11番	遠藤義光		

1、欠席議員

4番 齋藤幸廣

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副町長	門脇裕	農林水産課長	山崎龍一
教育長	山本和博	下水道課長	中前千之
総務課長	渡部國彦	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	大庭孝久
企画財政課長	齋藤福昌	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	池田高世偉	生涯学習課長	高梨康二
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	阿部真澄	都万支所長	石川伸吉
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光商工課長	吉田誠	財政係長	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人      事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者    なし

1、議員提出議案の題目

発議第 1 号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発議第 2 号 隠岐の島長議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

発議第 3 号 竹島の領土権を求める意見書

発議第 4 号 隠岐の島町TPP交渉参加反対に関する意見書

議事の経過

**議長（ 米 澤 壽 重 ）**

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告            9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（ 本会議休憩宣告            9 時 3 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告        9 時 3 0 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告            1 3 時 4 3 分 ）

**日 程 第 1、委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案、議第 12 号「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」から議第 28 号「町道路線の認定及び変更について」、議第 33 号「指定管理者の指定について〔向ヶ丘地区集会所〕」から議第 52 号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」までの議案 37 件、及び陳情案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過並びに結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長 8 番：石田茂春 議員

## 8 番（石田茂春）

総務産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の 2 月 21 日、25 日、28 日、3 月 1 日、会期中 3 月 14 日、15 日、16 日の 7 日間委員会を開催し所管の調査事項の調査、研究及び今定例会で付託になった案件 27 件、所管の課長及び関係職員の出席を求め慎重審議いたしました。また陳情第 1 号についても慎重審議いたしました。

審査の結果、付託になった議案 26 件については全会一致で「可決すべし」と致しました。

しかし議第 34 号の平成 23 年度隠岐の島町一般会計予算については賛成多数で「可決すべし」と致しました。反対意見として集落活性化交付金事業については真に集落の活性化が図られる内容でなければならない。また農地保全対策費については予算額とその内容について賛成できない、とのことでした。

審査の経緯および審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告いたします。

当初予算書の右上空白のところに前年度の当初予算金額を記入し、新年度予算と対比できるようにと指摘をしておりましたが、本年も記入がありません。もっと真摯に受け止めていただきたいと強い意見がありました。

離島漁業再生支援事業については、漁業集落自らが新しい取り組みをし、漁業の活性化を図るものであります。必ず事業の成果の検証を行い、また構成員名簿等も毎年作成し事業を行うよう指摘しました。

水道料金改定を平成 24 年度で計画していたが、昨今の島内状況では経済的に又社会的影響が大きいため、平成 28 年度に先送りする計画変更とのことでした。平成 23 年度には 1 億円を一般財源から借り入れて資金不足に対応しなければならず、いずれ会計の行き詰まりが予想されるが、改定にあたっては様々なシミュレーションを作成し論議すべしとの意見もありました。

マイバックの在庫があれば、希望のある方にはもう一袋配布したらという意見もありました。またエコポイントを集めて、ごみ券と交換できる制度について、各レジにおいて職員が内容をよく理解し説明出来るよう、加盟店の協力を徹底するよう指摘しました。

集落地域活性化交付金事業は、ばらまき、および見切り発車ではないか、23 年度はもっと内容を十分に検討し、執行にあたるべきという意見もありました。

農業公社におきましては、組織のあり方や職員の雇用の問題等について双方とも誠意をも

って協議し、和解となるよう期待する意見がありました。

次に陳情及び要望案件についてご報告いたします。

陳情第 1 号「TPP 交渉参加反対に関する意見書採択を求める陳情」は、賛成多数で「採択すべし」といたしました。

提出者は隠岐農業協同組合代表理事組合長 佐々木眞憲氏、隠岐の島町農政会議会長 松森豊氏であります。

理由につきましては、日本における米や乳製品、牛肉、砂糖、小麦などの重要品目が例外なしに撤廃となれば、中山間地域農業をはじめ日本の農業は壊滅する。また、関連産業は廃業し地方の雇用が失われる。また、農林水産省が試算している我が国の食料自給率は 40 % から 14 % に急落し、米の生産量は 90 % 減といわれています。

本町の現実を考えれば国際競争力はなく陳情は「採択すべし」との意見がありました。反対意見では、国レベルで考えれば関税撤廃により消費者は安い商品を購入することができ、製造業や輸出産業においては大きな経済効果が期待できます。現状のなかではだめであるが農家の戸別保証などの制度改革とセットにすれば、将来的に考えるならば今参加すべきとの意見がありました。

次に調査事項についてご報告いたします。

当委員会の調査事項であります「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」につきましては、継続して調査研究してまいります。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

**議長（ 米 澤 壽 重 ）**

次に、教育民生常任委員長：15 番 安部和子 議員

**15 番（ 安 部 和 子 ）**

教育民生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成 23 年度一般会計及び各特別会計当初予算、並びに条例の一部改正など 11 件と、所管の調査事項であります、「教育文化の振興に関する調査」、「保健・医療・福祉に関する調査」について審査を行いましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の 1 月 19 日、2 月 24 日、25 日、28 日と、会期中の 3 月 14 日、15 日、16 日の 7 日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め慎重に審査いたしました。なお、16 日には副町長にも出席を求め、行財政改革における隠岐温泉

GOKA の運営と学校給食センターの一元化について見解を求めたところであります。

始めに、平成 23 年度一般会計予算について申し上げます。

民生費のうち、隠岐温泉 GOKA 運営事業については、町民の健康増進や福祉の向上を目的として設置されたものであることは今更申し上げるまでもありません。

隠岐の島町第一次行財政改革実施計画においては、1.施設の老朽化、2.入館者の固定化、3.福祉関連施設にはない不便な構造等であることから、「休止を検討する」ということが決定されております。

当委員会では、施設整備の状況や利用者の現状、財政負担などについて調査・検討した結果、行革の方針を尊重し、休止・売却も含め早急に結論を出すよう、再三にわたり指摘をしてきたところでございます。

しかしながら、第 2 次行財政改革実施計画では、休止を検討するどころか、経営活性化計画により経費削減が図られたことを理由に 2 ヶ年程度経過観察をし、平成 24 年度において、今後の施設運営のあり方を検討する計画となっております。

GOKA 温泉については、これ以上いくら経営改善の努力をしても施設は老朽化するばかりであり、今後も多額な施設整備が想定され、限られた利用者のために 1,000 万円を超えるような財政負担は町財政を圧迫するばかりであります。

16 日の副町長との審査過程において、まず変更となった経過について説明を求めたところであります。委員からは、「政治的背景があったのではないか。」、「単なる結論の先送りではないか。」、「執行部の行革に対する姿勢に一貫性がない。」等の意見がありました。

当委員会としては、行革を推進するためにも、これ以上の先延ばしを認めることは出来ないとことから、平成 23 年度に廃止に向けた検討をするよう要望いたしましたが、副町長からは、平成 24 年度以降のあり方については平成 23 年度中に本部会に提案し検討するとの考え方が示されました。

次に、指定管理でお願いしている特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設についてであります。特に、五箇地区にある地域福祉センター、なごみ苑、清松園についてであります。指定管理者であるそれぞれの法人の経営努力もあり、経営状況・財務状況も良好で相当な基金積立ても出来ているのが現状であります。

都万地区においては、当初から高田会を立ち上げ、これら高齢者福祉施設を設置・運営してきておりますが、どちらも公設民営方式であることはほとんど違いがないと思います。

このような視点から、両地区における高齢者福祉施設に対する支援等は、公平・平等に行

われることが適当ではないかとの委員からの意見もあり、全会一致で、公から民へ施設を譲渡する方向で調査・研究するよう要望いたしました。

次に、衛生費についてであります。

島外における出産助成金については、本年 4 月 1 日より産婦人科医師が 2 名体制となることから、隠岐病院での出産が可能となり、隠岐の島町民にとっては安心して出産が出来る体制となることは大変喜ばしいことでございます。

今後の方針については、本年 3 月 31 日までに助成金の交付決定を受けた者のうち、医師が、再度、島外出産の必要があると認めた者、島外での出産を希望する者等が助成金の対象になるとのことです。

なお、4 月以降において、島外での出産を余儀なくされる方々については、他の病気等で島外で受診される方々との関係から、出産だけに助成することは公平を欠くのではないかとの検討もされているようであります。

しかし、過疎化・少子高齢化が進行する中で、少子化対策・子育て支援策も必要であることから、委員からは、出産だけでも支援することは出来ないかとの発言もあり、全会一致で、4 月以降も医師が認めた場合は、出産助成金の対象とするよう要望したところでございます。

次に、教育費について申し上げます。

隠岐文化学院幼稚園閉園に伴う今後の対策についてであります。

文化学院幼稚園は、昭和 41 年以来、45 年間にわたり島後の幼児教育の充実・振興のために頑張ってきた。しかし、少子化の進行や国の動向等の理由により、平成 23 年度限りで閉園することになったことは誠に残念でございます。

文化学院幼稚園の閉園に伴い、隠岐の島町における幼児教育の機会が失われることになり教育委員会部局と役場福祉課において今後の対応を検討しているとのことでございます。

今、国においても幼保一元化や認定こども園など、色々と検討されているようではありますが、その方向も明らかとなっていないのが現状でございます。教育委員会並びに町執行部においては、早急に幼児教育の受け皿となるべく施設整備・方策等を検討するよう要望いたしました。

次に、新規事業である児童生徒の机の天板取替事業ですが、物を大切に作る心の育成や隠岐材を使用して林業の振興を図ることは素晴らしい発想であると思います。

しかしながら、杉材を利用することですが、9 年間使用するためには杉材の持つ柔らかさに不安が残ります。過去には、主に硬い材質の松が主に使われておりましたが、最

近では、ナラ、タモ、ゴム、合板など比較的硬い材質が使用されているようであります。杉材は柔らかく、木ネジ・ビス等に耐えられるか心配であり、今後は更なる調査・研究が必要であることを指摘いたしました。

また、婚活推進事業は、定住・少子化対策上も、その効果が期待されるところでありますが、緊急雇用創出臨時特例基金を活用して臨時職員を採用し、あくまでも出会いの場を提供するものであり、カップルの誕生など結果を求めるものではないとのことでございます。

委員からは、「継続することが大切である。」とか、「財源が無ければ今後どうするか。」、また、「町の到達目標が明確でない。」などの意見もありましたが、今後、事業実施する中で検討したいとのことでございます。当委員会としては、思いつきの事業で終わることなく、町の目標を明確にし、継続性のある事業となるよう指摘したところでございます。

最後に、学校給食センターの運営についてであります。これも第1次行財政改革実施計画でも明らかとなっているように、学校給食センターの一元化を目指しております。

学校統廃合、施設の老朽化、衛生上の問題点などの課題があることから、布施・都万給食センターを廃止し、平成24年からは五箇給食センターを廃止、西郷給食センターに一元化する計画であり、計画の目標には、施設の増設は行わないことが明記されております。

先日、賛成多数で可決された本年度補正では、先行して五箇小中学校の学校給食受け入れ口の整備費約400万円が計上され、新年度当初予算でも、コンテナプールの改修や駐車場の拡張、配送車の購入、車庫の整備等々、施設整備費が2,750万円が計上されております。

一般質問でもあったように、使える施設を廃止し、施設の増設は行ないとしながらも、補正予算とあわせ約3,150万円もの財源を投入することこそ経費の無駄使いであり、行革の目標・趣旨とは大きくかけ離れていると思います。

副町長を交えた審査の過程では、一元化するためには最低限の施設整備は必要であるとの考え方のようでありましたが、委員からは、「そのことが許されるなら都万給食センターをも整備すべきだった。整備に金を使わないということで、都万給食センターの廃止は理解した。」とか、「計画どおり一元化すべき。」であるとか、「政治的としてもブレたらいけない。」という意見や、また、GOKA温泉でも申し上げたような、「執行部の行革に対する姿勢に一貫性がない。」等の意見もありました。

以上のような審査の結果、平成23年度一般会計予算は、学校給食センター一元化のための施設整備費については、行革の視点で大きな問題・課題があるという意見もあり、賛成多数で「可決すべし」といたしました。

なお、その他の一般会計及び各特別会計予算については、特に意見、指摘事項もなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、条例改正について申し上げます。

議第 13 号 隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例については、老人保健医療制度に関する残務業務が完了したことによる特別会計の廃止であります。

また、議第 16 号 隠岐の島町健康診査手数料条例の改正は、本町が実施している子宮頸がんにならな子宮頸がんの原因となるウイルスの感染を調べる HPV 検査を追加し、その手数料を定めるものであり、検診の目的である早期発見、早期治療のためにも、より効果があることから、全会一致で「可決すべし」といたしました。

最後になりますが、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」については、議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（ 米 澤 壽 重 ）**

続いて、特別委員長報告を行ないます。継続審査となっている各特別委員会の調査事項に関して、各特別委員会における審議の経過並びに結果等についてそれぞれ特別委員会の報告を求めます。

議会広報調査特別委員長：9 番 高宮陽一 議員

**9 番（ 高 宮 陽 一 ）**

それでは、議会広報特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の 1 月 24 日、25 日、2 月 8 日の 3 日間開催し、12 月定例会の内容を中心に「議会だより新年号」第 25 号でございますが、2 月下旬に発行いたしました。

2 月初旬に発行できる状況ではありましたが、連休等があったため 2 月 10 日から 11 日にかけて、囑託員への配布を行ない大変遅くなったことをお詫び申し上げておきたいと思っております。

また、今定例会の 3 月 8 日に委員会を開催し、今定例会の内容を中心とする「議会だより 4 月号」第 26 号になりますが、編集方針について協議をいたしました。

今定例会は、提案された平成 23 年度予算をはじめ 47 議案のほか、一般質問が 5 名、総括質疑は 11 名の議員が行いましたので、全体を 16 ページとして編成をしております。

今後の予定についてでございますが、統一地方選挙もありますけれども、原稿の締切りを 3 月 30 日(水)午前中とし、編集会議は、4 月 4 日、5 日、19 日に行い、5 月連休明けの 5 月

11日、12日に囑託員配布を予定しております。

また、印刷業者につきましては、4月初旬に事務局と協議をし、決定をしていきたいというふうに考えております。

以上、報告を申し上げ議会広報特別委員会の報告を終わります。

なお、最後になりますが、所管の調査事項につきましては、引き続いて、調査・研究してまいります。

**議長（米澤壽重）**

次に、隠岐の島医療対策特別委員長、当委員会は、委員長が2月に辞職、そして副委員長が本日欠席しておりますので委員長職務代行：3番 平田文夫 議員

**3番（平田文夫）**

隠岐の島町医療対策特別委員会の報告を行ないます。

当特別委員会は、議会閉会中の2月1日、会期中の3月8日に開催いたしました。

委員会におきましては、これまで医師招聘及び病院建設に関する事項について調査研究を行ってまいりましたが、この度、町長、病院、広域連合ほか関係者のご努力により、待望の産婦人科医が招聘されることになりました。これにより今年4月から産婦人科医2名体制により、島内で安心に出産ができるはこびになりましたことは、島民の切なる思いがかない当委員会としても安堵しているところでございます。

隠岐病院の医師の体制につきましては、今年も概ねこれまでどおりと伺っておりますが、まだ十分とは言えず、医師の過度な勤務体制が解消された様には見えません。また、看護師、医療技術者についても慢性的な不足傾向が続いております。

当特別委員会といたしましては、医療体制とりわけ離島における地域医療の安定的な確保の実現に向け、基本的理念としての条例の整備が必要でないかと協議を進めてまいりました。その中には町はもちろんのこと、医療機関、町民の理解と協力を求める重要な内容も含まれております。これらも皆さんのご意見、考え方をお聞きした上で、当委員会の方針である「医師が来てくれる“島づくり”」にむけて、議会としてできる範囲で協働にこれからも務めてまいります。

この度、隠岐病院院長が退任されるということですが、武田院長におかれましては、地域座談会の開催等をはじめ、地域拠点病院長として業務に推進していただきました。島内各地区においての座談会では病院のPR、町民との相互理解を深め、島民の予防活動や健康指導等推進、また、町立診療所の代診業務に先頭に立って協力していただきました。武田先生には

長い間島の医療に貢献していただき感謝いたすとともにお礼を申し上げます。

以上で、隠岐の島町医療対策特別委員会の報告を終わりますが、今後も調査事項につきましては調査・研修してまいります。

議長（米澤壽重）

最後に、総合交通対策特別委員長：7番 齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

総合交通対策特別委員会の報告を申し上げます。

当委員会では、所管の調査事項であります「隠岐空港利用促進・隠岐航路の整備促進・生活交通網整備促進」に関する事項について検討いたしました。

3月8日、所管の観光商工課長・係長の出席を求め委員会を開催いたしました。

隠岐空港利用促進について、隠岐空港の利用状況は22年4月から23年2月までの実績で大阪便が70.4%、出雲便が56.4%いずれも昨年度をいくらか上回っています。イン対策アウト対策に色々なプランを計画して実施いたしましたが、その全てが成功したわけでもございません。その中で「ホタル観賞」などは、今後の目玉商品として期待できそうです。

また、夏のジェット便に関しては、関東地区からの団体客が多く、今年も引き続き誘客を図るとのことです。

冬場対策として、「とって隠岐の島2日間」語り部民謡と囲炉裏会席は、人気が高く、357名の申込みがあり、エージェントから期間延長の要求も出ているとの報告でございます。

冬期には出雲便のダイヤが午前になった関係で、例年冬場は落ち込みますが、今年度の12月、1月、2月には、大きく利用状況が向上しています。この隠岐発午前便は本土での午後の会議に間に合い、午後の高速船での日帰りが可能であり大変便利であります。

特別委員会として、出雲便の午前中就航が年間を通じて定着してもらうよう、日本航空に対して要望書を提出することを検討いたします。

「島前・島後間海上交通整備事業」は、朝の別府、津戸、夕方、津戸から別府は空船でございます。それぞれ片道だけが乗船出来る運行状況です。なぜ、2往復全便乗船できないのか、双方の利用客にとって便利で、健全な運営が出来るような運行形態について、運行事業者の認定や新造船建設なども含め、広域連合と町村会海上交通整備検討協議会で、しっかりした事業形態を構築し、早急な対応を取るよう要望いたしました。

次期超高速船の購入については、財源は過疎債を基本とし、4町村間の負担割合もほぼ確

定したとのこととです。

船価や陸上補助施設等の検討に進んでおり、今後は母港の選定、ダイヤ、船員の訓練、購入時期の前倒しなど協議検討に入るとのこととです。

隠岐汽船経営改善計画が23年3月で終了します。当委員会は、隠岐汽船の旅客に対するサービスに問題有りとして、幾多の項目、例えば、2等がいっぱい、特別2等がガラガラの状況が多く見られることから、特2を撤廃して、2等に統合する案や、切符の事前購入、ネット販売等々改善を検討するよう要望しておりましたので、その実績調査報告をするよう担当課に要求致しました。

生活交通網整備促進、21年度から本格的に取り組んだ公共交通網整備検討作業も最終段階にあり、本年4月より新体制で運行が開始されます。

住民の代表、一畑交通、隠岐タクシー業協会、県交通対策課、及び中国運輸局担当者等々で組織する「隠岐の島町地域公共交通会議」では度重なる検討会議を通して本案の結論を導き出しております。

隠岐の島町観光商工課が事務局となって多くのデータを揃え、ダイヤの検討、地区住民への説明会やアンケートの意見集約などを行って今日に至っております。その努力と成果は称賛に値するものです。当特別委員会からも労苦をねぎらい「ご苦労さん」の声が上がっております。

運行を開始してから初めてわかる不具合も多く出てくるでしょうが、その都度、早急な検討と改善を重ねて、町民に喜んでもらえるような交通体系の確立するよう当委員会としても執行部とともに努力を続ける覚悟でございます。

議会閉会中においても、所管の「隠岐空港利用促進・隠岐航路の整備促進・生活交通網整備促進」について、引き続き調査、研究してまいります。

以上です。

**議長（米澤壽重）**

以上で「委員長報告」を終ります。

## **日 程 第 2、討 論**

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第12号から議第28号、議第33号から議第52号までの計37件、及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告並びに各特別委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。5 番：是津輝和 議員

5 番（ 是 津 輝 和 ）

私は、議第 34 号平成 23 年度隠岐の島町一般会計予算について反対討論を行います。

議第 34 号で提案された本町の新年度予算一般会計予算の中で、総務費、総務管理費、企画費の、事業 3「地域コミュニティ推進事業費の集落地域活性化交付金事業」で 3,930 万円計上されていますが、財源を「過疎地域自立促進基金」に求め、その原資は過疎債ソフトであると説明を受けましたが、この事業について反対討論を行います。

ご案内のとおり、過疎地域自立促進特別措置法の体制は、昨年 3 月 10 日に成立をいたしております。のち、3 月 17 日に公布、4 月 1 日が施行ということになっております。その趣旨は言うまでもございませんが、趣旨の概略は、従来の過疎債の要件にプラスして、ソフト事業の拡充ができる、このようなこととございます。そのソフト事業は「何ぞや」ということですが、概要は、地域医療の確保、住民に身近な生活・交通の確保、集落の維持及び活性化等の住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業を拡充するんだ、こういう趣旨でございます。

わが町も今年度平成 22 年度実施しておりました、「集落地域活性化交付金事業」がございしますが、これの実績報告が今議会でございました。

この実績報告をみますと、随分目に付くことが、集会所の改修であるとか、消防ホースの老朽化の更新であるとか、あるいは、集会所にかかわる備品類の購入であるとか、ハード的といえますか、部分での事業展開が、使用実績が目立つところでございます。

よって、先ほど申しましたように国がソフト事業への拡充を図った過疎債の趣旨に照らして考えますと、この集落地域活性化交付金事業については、内容的に制度設計の中身の吟味が不十分の中での執行といわざるを得ません。

国が目指している法の趣旨に立ち返りまして、スキームの再構築を図った上で執行すべきと私は考えます。

よって、現行のままでは、過疎債ソフトを原資とした過疎地域自立促進基金を財源とした「集落地域活性化交付金」の事業は、ソフト以外にも用途を認めている点が法の趣旨にはそぐわないと考えますので私は反対といたします。

集会所の改修であるとか、備品の補充あるいは購入等につきましては、これは現行の助成金制度の拡充や創設等々で対応できる部分であります。

よって、議員諸兄のご賛同をお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。よろし

くお願いいたします。

議長（米澤壽重）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

私は、第2次隠岐の島町行財政改革実施計画の推進手法について反対の討論を行います。先日の補正予算の討論でも申し上げましたが、行財政改革実施計画における隠岐温泉 GOKA の変更理由と、給食センターの一元化に向けた取り組みが理解できないからでございます。

まず、隠岐温泉 GOKA につきましては、先ほどの委員長報告にもありましたように、1点目に施設の老朽化、2点目に入館者の固定化、3点目は不便な構造であることから、平成21年度に「休止を検討する」計画となっております。そして第2次の実施計画では、22年度で経営改善・成果検証を行い、平成24年度に運営のあり方・調整検討することに変更されております。いろいろ副町長の方とも意見交換をさせていただきました。結果として、先ほどありましたように、24年度に検討することを、1年前倒しをして23年度において本会へ提案するところといったお話がございましたので、私も100歩譲って少しでも早く方針が見えることになったため理解をしたところでございます。しかし、学校給食センターの一元化につきましては、小中学校の廃止や統合、施設の老朽化、衛生管理上の問題等々ありまして、布施、都万の給食センターが廃止をされました。

しかしながら、何度も申し上げているように、第1次計画では西郷給食センターの配膳スペースが現行の12校で限界があるため、配送対象学校が12校を超えないこと、また施設の増設を行わず、学校の統廃合が前提であることが改革の目標とされており、今回の西郷給食センターの施設整備は、施設の増設を行わずとしている計画の趣旨とは大きく違ってきております。副町長からは、最低限の費用は必要だとの趣旨でと言葉がございましたが、布施、都万給食センターの廃止をする時に、コンテナプールの廃止をしたでしょうか。配送車を購入したでしょうか。駐車場を整備したでしょうか。学校再編により、布施・中村小学校が北小へ、中村中学校が南中へ、大久・飯田小学校が西郷小学校へ、那久小学校が都万小へ、更には加茂・今津小・下西小が磯小学校となり、配送先が減少したことから配送ルートを変更しただけであり、コンテナプールの改修もなし、配送車も購入せず、駐車場の拡張なしにお

金を使わずして実現をしたのが、布施・都万給食センターの廃止だったと思います。「施設の増設を行わず」としている計画であるからこそ、都万給食センターの廃止には反対もいたしませんでした。しかし、今ここで時間を遡ることができたならば、今回のように財源を投入することができるなら私は都万給食センターの改修費に回して、地域の食材を活用した郷土食でありますとか、伝統食が提供することが出来たのではないかと反省すらしているところでございます。しかし、今回の五箇給食センターの廃止はどうでしょうか。施設自体は十分に活用できる状況にあり、新たな施設の改装、設備の増設こそが経費の無駄遣いであるということは言うまでもございません。

以上、申し上げましたように、第2次隠岐の島町財政計画の実施計画における隠岐温泉 GOKA への対応、及び西郷給食センター一元化に向けた手法は、当初計画の趣旨、目的を逸脱しており、行政の整合性、一貫性に欠けるものであります。状況によって考え方がかわるなら実施計画なんか必要ございません。

以上、いろいろと申し上げましたが結果といたしまして、隠岐温泉 GOKA への対応は、一定の前進を見ることは出来ましたが、西郷給食センター一元化に向けた手法は、経過からして納得できるものではなく、結果として議第 34 号 平成 23 年度隠岐の島町一般会計予算のうち、教育費の西郷給食センター一元化に向けた施設整備費に反対するものでございます。

どうか各議員の皆様におかれましてもご理解をいただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。反対討論を終ります。

**議長（ 米 澤 壽 重 ）**

次に、賛成討論の発言を許します。

（ 「なし」の声あり ）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（ 「なし」の声あり ）

他に討論はありませんか。

以上で「討論」を終ります。

**日 程 第 3、採 決**

「採決」を行ないます。

この採決は、起立によって行ないます。

まず始めに、議第 12 号「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」から議第

25号「隠岐の島町過疎地域自立促進基金条例」までの計14件を一括して採決いたします。

本案に対する各常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第12号から議第25号までの計14件は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」から議第28号「町道路線の認定及び変更について」及び議第33号「指定管理者の指定について〔向ヶ丘地区集会所〕」の4件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第26号から議第28号及び議第33号の4件は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号「平成23年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会ともに「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従いまして、議第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議第35号「平成23年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第47号「平成23年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの特別会計予算13件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会ともに「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第35号から議第47号までの特別会計予算13件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第48号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従いまして、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 49 号「隠岐の島町町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第 52 号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」までの 4 件を一括して採決いたします

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従いまして、議第 49 号から議第 52 号までの 4 件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「TPP 交渉参加反対に関する意見書採択を求める陳情」を採決します。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、陳情第 1 号は、委員長報告のとおり決することとされました。

以上で「採決」を終わります。

## 日 程 第 6、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、4 件の議員提案が提出されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、ただちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 4 件の議員提出議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、始めに、発議第 1 号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6 番：小野昌士 議員

**6番( 小野昌士 )**

発議第1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び隠岐の島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月17日

提出者 隠岐の島町議会議員 小野昌士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部和子

隠岐の島町議会議長 米澤壽重様

提案理由の説明でございますが、先ほど議決されました町の組織が変わりまして、具体的には、「観光商工課」が「観光課」に「定住対策課 医師招聘係」ですがこれが「保健課」に移行された関係で、常任委員会のそれぞれの変更でございます。所管名が変わったという事でございますのでよろしくお願いいたします。

**議長( 米澤壽重 )**

発議第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従いまして、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

6番：小野昌士 議員

**6番( 小野昌士 )**

発議第2号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び隠岐の島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成 23 年 3 月 17 日

提出者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子

隠岐の島町議会議長 米 澤 壽 重 様

提案理由を説明いたしますと、ご承知の議案は人事院勧告で昨年の 8 月、職員の期末勤勉手当との支給割合について引き下げを勧告されました。これに基づき今回町長、副町長、教育長にかかる期末手当の支給割合が引き下げになりました。議会議員の期末手当も支給割合を別紙のとおり改正するものでございまして、第 5 条第 2 項中の 100 分の 145 を 100 分の 140 に 100 分の 165 を 100 分の 155 に改めるものでございまして、いわゆる期末手当 3.1 から 2.95 ヶ月分に改正するものでございます。ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

発議第 2 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 3 号「竹島の領土権を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

6 番：小野昌士 議員

6 番( 小 野 昌 士 )

発議第 3 号 竹島の領土権を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 3 月 17 日

提出者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士

賛成者 隠岐の島町議会議員 石 田 茂 春

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部 和子

隠岐の島町議会議長 米澤 壽重 様

提案理由の説明でございますが、ご承知のように、隠岐の島町に属する竹島は我が国固有の領土であることは皆さんご承知のとおりでございます。ここで若干提案者の考え方で、なぜ提出したのか説明をさせていただきます。

先般、松江市で行われました「竹島の日の大会」で、本町の西郷中学校の生徒さんが島根県知事賞に作文コンクールでなっております。この中で全文を読むと長くなりますので最後の方をちょっと読ませていただきます。「何年かかっても、私は、竹島は隠岐の島であると信じています。そして今私達にできることは、竹島問題を理解し、領土問題の複雑さを受け止め、関心を持ち続けることなのだと思います。まずは、隠岐の人達、その後は島根の人達、そして日本中の人達がこの竹島問題について日々考えることが解決の糸口なのです。一番身近な私達隠岐の島の人々が、一番竹島のことを忘れてはならないのです。」こういう具合に結んであります。次の子ども達にこの問題を引き継ぐためにも、我々隠岐の島町の議会としても若干、遅くはなりましたが、ここで決議をしたい、というふうに提案をするものでございまして、5項目ほどあります。

竹島の領土権の早期確立を図ること。2つ目に、竹島問題を所管する組織を政府内に設置すること。3つ目に、隠岐の島町に「竹島問題普及啓発施設」を設置すること。4つ目に、暫定水域における漁業秩序の確立を図ること。5つ目に、高等学校の授業においても竹島は日本の領土であることを取上げること。

この項目をそれぞれ説明文がありますが、意見書として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣に意見書として提出したいと思っておりますのでひとつよろしくご賛同のほどお願いいたします。

議長（米澤 壽重）

発議第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号「TPP交渉参加反対に関する意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番(石田茂春)

発議第4号 TPP交渉参加反対に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月17日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 遠藤義光

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部大助

賛成者 隠岐の島町議会議員 前田芳樹

賛成者 隠岐の島町議会議員 齋藤昭一

賛成者 隠岐の島町議会議員 池田信博

隠岐の島町議会議長 米澤壽重様

TPP交渉参加反対に関する意見書

我が国は瑞穂の国であり、国土の隅々にまで美しい農山漁村が展開し、国土が保全されている。農山漁村に住む人々が伝統文化を守りながら、安心・安全な食料を供給している。これが「この国のかたち」である。

工業製品の輸入拡大や資源の安全確保を否定するものではないが、貿易立国として発展してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農産物輸入国となり、食料自給率が著しく低下した現実を認めるわけにはいかない。

政府が参加を検討しているTPPは、原則すべての品目の関税を撤廃し、例外なく自由化させる協定である。

農家所得が補償されても、輸入は拡大し国内生産は崩壊するとともに、関連産業は廃業し地方の雇用が失われる。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

経済連携協定ETPは、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、我が国がTPP交渉に参加しても、この目的は達成することはできない。従って、我が国の食料安全

保障と両立できない TPP 交渉への参加は行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 17 日

島根県隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、以上です。

議長（米澤壽重）

発議 4 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立「多数」であります。

従いまして、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

（本会議休憩宣告 14時53分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 14時54分）

## 日 程 第 7、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を閉会いたします。

( 閉 会 宣 告      1 4 時 5 4 分 )

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 23 年 4 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員